第二十五条第二項第四号	私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年一元化法附則第三十七条の二第二項
第二十五条の二第一項第一号	及び住所
第二十五条の三	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項
	申出書に当該申出に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては
	及び住所
第二十五条の四	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第三項
	申出書に当該申出の撤回に係る年金の年金証書を添えて、加入者にあつては当該学校法人等を経て事業団に、加入者であつた者にあつては
	及び住所
	法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項

私立学校教職員共済法第四十八条の二の規定によりその例によることとされる平成二十七年一元化法附則第三十七条の二第二項	、住所及び基礎年金番号
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	申出書を
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第三項	、住所及び基礎年金番号
平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法第七十四条の二第一項	、住所及び基礎年金番号

（改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求等の改正前私学共済規則の適用）

第四条　改正前私学共済法による職域加算額のうち障害を給付事由とするものの支給に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則（第十七条の二第一項から第四項まで並びに第六項、第三十一条第一項第五号及び第六号並びに第二項第一号、第四号及び第五号、第三十一条の三第一項第四号及び第五号並びに第二項、第三十一条の三の三第一項第四号及び第五号並びに第二項を除く。）の規定の適用については、改正前私学共済規則中「障害共済年金」とあるのは「旧職域加算障害給付」とするほか、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二第五項	法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の四の二第一項に規定する特例の適用を受けている法附則第二十二条の三の規定による退職共済年金（法第二十五条において準用する組合法第七十五条の規定によりその額が算定されているものに限る。）の受給権者（法附則第二十二条の六の三第一項の規定によ
	旧職域加算障害給付の受給権者であつて、その障害の程度の診査が必要であると認めて事業団が指定したものは、事業団が指定した日（以下「指定日」という。）

第三十一条第一項第一号	及び住所	り同項に規定する繰上げ調整額（以下「繰上げ調整額」という。）が加算され、当該繰上げ調整額の全部又は一部が停止されている間（以下「繰上げ調整期間」という。）における法第二十二条第一項第三号の規定の適用については、同項第三号中「金額」とあるのは「金額（法第二十五条において準用する組合法第七十四条の二第一項第二号に規定する障害等級をいう。以下同じ。）の状態にあるときは当該障害等級に係る金額（法第二十五条において準用する組合法附則第十二条の四の二第一項第八号に規定する繰上げ調整額が加算された金額をいう。以下同じ。）、三十六万円（法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項第八号に規定する遺族共済年金の受給権者にあつては、三十六万円に当該遺族共済年金の受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある子、孫若しくは祖父母にあつては、三十六万円に当該遺族共済年金の受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫（法第二十五条において準用する組合法第九十二条第一項第八号に規定する遺族共済年金の受給権者にあつては、三十六万円に当該遺族共済年金の受給権者が障害等級の一級又は二級に該当する障害の状態にある夫、子、孫若しくは祖父母